

使用料について

1 基本的考え方

原価の一部負担（平成9年6月1日改定）
施設の維持管理費の合計額を使用可能な時間数で除して、1時間あたり、1㎡の使用料単価を基本とする。
コスト回収の対象となる維持管理費の構成
光熱水費・工事修繕費・備品購入費・維持委託費
(負担率10割)

2 利用者と料金設定

料金体系に一般的な利用者特性（住所要件）による差はないが、政策的減免規定等については、次のとおりである。

(1) 要綱で規定する登録団体は、通常料金の1/2料金表適用
(14年度集会施設利用率 76.7%)

(2) 主な使用料減免規定

集会施設・体育施設共通

区・・・・・・・・・・免除
官公署・・・・・・・・5割
管理受託団体・・・・：免除
公共的団体・・・・5割
区との共催事業・・・・免除
区の後援事業・・・・5割

体育施設

区内の中学生以下の幼児・児童又は生徒・・・・5割又は免除
満六十歳以上の区民のプール使用・・・・・・・・5割

3 参考資料

集会施設及び体育施設の各料金表

杉並区行財政改革の経緯

平成 11 年度、極めて厳しい財政状況のもと、区は来る平成 12 年度の予算編成に当たっての指針となる「杉並区行政改革大綱」を策定し、この理念に基づき「杉並区行財政再建緊急プラン」を推進するとともに、今後の行財政改革のあり方について「杉並区行財政改革懇談会」を設置し、幅広い見地から検討していただくこととしました。

平成 12 年 9 月には懇談会から、「危機を乗り越え、新たな展望を拓くために～21 世紀区政改革への羅針盤～」(p.2 参照)と題された提言が出され、新たな行財政改革の方向性が示されました。そこで区では、平成 13 年度から 10 年間にわたる区行財政改革の総合的な指針となる「行財政改革大綱」(p.3 参照)と、3 年間にわたる実施プランからなる「スマートすぎなみ計画」を策定し、当面の危機を克服するとともに、時代状況の変化に柔軟かつ的確に対応できる行財政基盤を確立することとしました。

平成 14 年度には、杉並区実施計画の改定にあわせ、時代環境の変化とこの間の行革成果を踏まえ、平成 15 年度からの行財政改革実施プランを見直しました(第 2 次行財政改革実施プラン p.4 参照)。この第 2 次行財政改革実施プランにおいては、財政の健全化を進めると同時に新たな行政需要に応え、質の高いサービスを効率的に継続して提供することができるよう、新しい行政経営の考え方や手法を取り入れ、また区民等との信頼関係を確かなものとしながら、より抜本的な経営改革に取り組むこととしました。

平成 16 年度、区は杉並区基本計画・実施計画の改定にあわせ、現在の行財政改革大綱を時代の変化に対応した大綱に見直すとともに、新たな行財政改革実施プランを策定することとし、第 2 次行財政改革実施プランの「基本的な考え方」で示した 3 つの戦略目標と 5 つの視点(p.4 参照)を踏まえて「スマートすぎなみ計画」改定にあたることを予定しています。

危機を乗り越え、新たな展望を拓くために

～ 21世紀区政改革への羅針盤～

(平成12年9月「杉並区行財政改革懇談会」提言)

< 区財政が直面する危機の構図と課題 >

硬直化の進展、区の歳入構造の変化等により区財政は深刻な状況にある。

コストと成果を重視する行政（組織）への転換が求められている。

ITを活用したサービスの向上と事務処理効率化の取組みが大幅に遅れている。

自主性と自立性のある行政運営が求められている。

行財政改革の目標と視点

財政自主権の確立 ～国・都への働きかけ、独自財源の確保

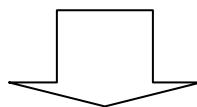
顧客・成果志向の行政経営

～的確なニーズの把握、効率的で良質なかつ低コストのサービス

区民との協働と参画

～区政への多様な区民参画の促進と情報の積極的な公表

杉並らしい政策創造 ～職員の意識改革と人材育成



具体的な取組み

- 1 財政の再建（計画的な財政運営、負担の適正化 等）
- 2 施策・事務事業の見直し（施策の選択・再構築、施設の整理・統合 等）
- 3 内部努力の徹底（組織機構の簡素・合理化、職員定数の削減 等）
- 4 行政システムの改革
（行政経営への外部評価の導入、電子区役所の実現 等）
- 5 区民参画・コミュニケーションの充実（区民の主体的活動への支援 等）

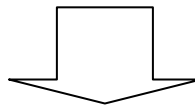
行財政改革大綱

(平成 12 年 10 月策定)

【大綱の目的】

戦略課題

- 1 財政再建と健全財政の確立
当面の区財政の危機を克服し、早期に財政再建を果たす。そのうえで、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な区財政を確立する。
- 2 施策の再構築と区民との協働
行政の守備範囲や民間との役割分担を見直しながら、施策の再構築を図るとともに、区民との協働による行政運営を推進する。
- 3 区役所の構造改革とスリム化
右肩上がりの成長時代に築かれた行財政システムの構造を改革し、創造的な自治体経営のシステムを構築する。あわせて、少数精鋭主義に基づく簡素で効率的な組織機構を確立し、スリムで活力のある区役所を築く。



平成 13 年度から 10 か年の戦略目標

- 1 財政健全化目標

経常収支比率	80%
人件費比率	25%
減税補てん債	0円(発行しない財政運営)
- 2 職員定数の削減目標 1000人
- 3 区役所活性化の目標
 - (1) 「電子区役所」の構築
区民との双方向コミュニケーションを確立するとともに、事務処理の抜本的な効率化と区民サービスの向上を図る。
 - (2) 経営感覚と目標管理に基づく仕事の進め方
コスト意識の徹底、サービス精神の発揮、目標に基づく組織運営など、経営感覚と目標管理により仕事の進め方を見直すとともに、業績に基づく処遇や職員の能力開発を図る。
 - (3) 顧客志向による区民サービスの向上
区民本位のサービス提供に努め、区民から信頼される区政運営を推進する。

第 2 次行財政改革実施プラン

(平成 14 年 10 月策定)

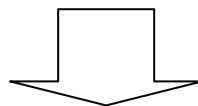
【基本的な考え方】

戦略的な目標

- 第 1 質の高いサービスを効率的に提供する顧客志向の区政の実現
- 第 2 区民、事業者と区が、責任を分かち協働する、新しい行政スタイルの創造
- 第 3 状況の変化に対応できる強固な財政基盤の確立

目標実現のため重視する視点

- (1) 新しい行政経営の考え方や手法を取り入れ施策の選択・再構築を進める。
- (2) 顧客である区民の視点に立ち区民満足度を向上する。
- (3) 区民に対する説明責任を果たすとともに、区民、NPO、ボランティアなどと協働（パートナーシップ）の取組みを推進する。
- (4) ITを活用し、区民サービスの向上、区民との情報の共有等を図る。
- (5) 能力・業績を重視し職員の意識改革や能力開発を促進し、活力ある組織を創りだす。



第 2 次実施プランの体系

- 1 新しい行政経営システムの創出
(情報ネットワークの活用、人事システム改革 等)
- 2 開かれた区政と区民の協働の推進
(区民意見の提出手続き制度の導入、地域ポータルサイト開設支援 等)
- 3 変化に対応した施策の再構築
(社会教育会館の廃止、保育サービスのあり方の見直し 等)
- 4 歳入の確保と強固な財政基盤の確立
(区民税、国保料等の収納率の向上、区有財産の有効活用 等)

入札・契約制度の改正について

平成15年10月28日に開催されました平成15年度第2回外部評価委員会では、主に平成14年度に実施した工事入札の適正執行についてご審議いただきました。

ご審議の中でご指摘いただきました内容を踏まえまして検討した結果、区では、入札・契約制度の透明性や競争性、客観性の一層の向上を図るため、平成16年度から下記のとおり制度改正いたします。

記

入札契約制度改正点(平成16年4月実施)

- 1 条件付一般競争入札の適用範囲の拡大
予定価格500万円以上の工事案件に適用範囲を拡大します。(現行3,000万円以上)
 - (1) 主要6業種に相互参入方式(注)を適用
予定価格500万円以上5,000万円未満の道路舗装、建築、電気、給排水・衛生、空調、造園の案件に相互参入方式を適用します。
 - (2)(1)に掲げる6業種以外の業種
予定価格500万円以上3,000万円未満は、区内業者優先。
予定価格3,000万円以上は現行どおりで、参加資格のある区内業者は全社入札に参加できます。区外業者は、区内参加業者数の1割で最低2社入札に参加できます。
- 2 公募型指名競争入札の廃止
予定価格2,000万円以上3,000万円未満の工事案件で実施していた公募型指名競争入札を廃止します。したがって、入札方式は指名競争入札と条件付一般競争入札の2方式となります。
- 3 工事発注基準の事前公表
予定価格別に定めている工事発注基準をホームページ等で公表します。
- 4 仕様書・図面等の配布方法

複数店での販売、経理課からの直送など配布方法について検討しています。

相互参入方式とは

杉並区の条件付一般競争入札に参加しようとする区外業者の本社所在地の自治体において、主要6業種で条件付一般競争入札制度を採用していること。

区外業者の本社所在地の自治体が、実施する主要6業種の条件付一般競争入札に杉並区に本店を有する事業者等（その自治体に本店を有していない業者）が参加できること。

、 の条件を満たす場合は、杉並区が行う条件付一般競争入札で、区外業者に設定する入札参加資格条件を満たす業者は、全社入札への参加を認める。

相互参入を認める区外業者の本社所在地自治体については、区において、事前に調査し、一般競争入札発注案件の公告の中で示していく。

条件付一般競争入札の適用範囲の拡大

区 分		改 正 後		現 行
工	条件付 一般競争入札	予定価格 500万円以上	主要6業種以外の業種 予定価格500万円以上3,000万円未満 区内業者優先 予定価格3,000万円以上1億5,000万円未満 区外業者は区内参加業者数の1割 予定価格1億5,000万円以上3億円未満 区外業者は区内参加業者数の3割 予定価格3億円以上 区内・区外とも制限なし。	条件付一般競争入札 予定価格3,000万円以上1億5,000万円未満 区外業者は区内参加業者数の1割 予定価格1億5,000万円以上3億円未満 区外業者は区内参加業者数の3割 予定価格3億円以上 区内・区外とも制限なし。
			相互参入方式試行 予定価格500万円以上5,000万円未満の建築、道路舗装、電気、給排水・衛生、空調、造園の主要6業種に適用する。	公募型指名競争入札 区内業者優先 予定価格2,000万円以上3,000万円未満
事	指名競争入札	予定価格130万円以上500万円未満の総価契約 発注見込額3,000万円未満の単価契約は、現行どおり指名競争入札を適用する。 区内業者限定（現行と同じ）	指名競争入札 予定価格130万円以上2,000万円未満 予定価格500万円未満 区内業者限定 予定価格500万円以上2,000万円未満 区内業者優先	

入札制度の改正新旧対照表（16年4月実施）

工事 万円	現行入札制度			制度変更後入札制度	
	制限なし	一般競争入札		制限なし	一般競争入札
30,000	制限なし	一般	現行制度移行	制限なし	一般
15,000	区外業者は区内参加業者の3割	競争	現行制度移行	区外業者は区内参加業者の3割	競争
5,000	区外業者は区内参加業者の1割	競争	現行制度移行	区外業者は区内参加業者の1割	競争
3,000		競争	相互参入方式試行		競争
2,000	公募型 区内業者限定	指名競争	500万円以上 一般競争入札	区内業者優先	指名競争
500	一般指名 区内業者限定	競争入札	現行制度移行		指名競争入札
130					

相互参入方式を試行する主要6業種は、建築、道路舗装、電気、給排水・衛生、空調、造園である。
 発注見込額3,000万円未満の単価契約は、現行と同様指名競争入札を適用する。